

独立行政法人酒類総合研究所酒類醸造微生物の受託保存規程

平成 28 年 2 月 10 日

訓令第 6 号

改訂 令 2 訓令第 1 号

改訂 令 8 訓令 e 第 237 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）が行う酒類醸造微生物の受託保存に関して必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 酒類醸造微生物とは、酵母及び麹菌などの酒類を醸造するために必要な微生物をいう。

(酒類醸造微生物の公開及び分譲)

第 3 条 受託した酒類醸造微生物については、公開や分譲を行わない。

(受託保存の実施)

第 4 条 受託する酒類醸造微生物は、遺伝子組換え又はゲノム編集により得られた微生物に該当しないものに限るものとする。

2 受託保存希望者から受託保存申込書が提出された場合には、理事長は受託するか否かを決定し、受託保存希望者に通知するものとする。

3 既に受託保存をしている者から第 7 条に定める期限までに延長の申出があった場合には、理事長は延長を承諾するか否かを決定し、申出者に通知するものとする。

4 研究所は、受託保存の業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとする。

5 研究所は、受託保存の実施中に、受託した酒類醸造微生物の生存確認を原則として行わないものとする。

(受託保存に関する費用)

第 5 条 受託保存に関する費用については、次の各号の金額と当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額との合計額（百円未満の端数は切り捨てる。）とし、受託保存希望者から徴収する。

- (1) 研究所がグリセロールストック作成から行う場合は、1 回の申し込みについて、1 株 10,000 円（2 株目からは 1 株 1,000 円）とする。
- (2) 保管のみ行う場合は、1 株 1,000 円（10 本以上 50 本までは一律 10,000 円）とする。
- (3) 第 4 条 2 項に定める延長を行った場合の費用は 1 者 5,000 円とする。

(納入方法)

第 6 条 受託保存希望者は、受託保存に関する費用を理事長が別に定める方法により納付するものとする。

る。

(保存期間)

第7条 受託保存期間については、酒類醸造微生物の保存を受託する通知又は酒類醸造微生物の保存延長を承諾する通知をした日から令和13年3月31日までとする。

(不可抗力免責)

第8条 研究所は、地震、台風、津波、暴風雨、洪水、疫病、感染症その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ、争議行為、ストライキ、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、研究所の責めによらない火災、その他の不可抗力により、受託保存した酒類醸造微生物を死滅させ、変異させ、紛失し又は盗難（以下「死滅等」という。）があった場合、もしくは、故意又は重過失により死滅等があった場合を除き、一切の責任を負わないものとし、受託保存に関する費用を返還しないものとする。

2 前項の故意又は重過失により死滅等があった場合、研究所が負担する損害賠償責任は、対象となる酒類醸造微生物に対し依頼者から現実に受領した受託保存に関する費用（前項の死滅等が発生した時点から遡って5年間の合計）の金額を上限とする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、受託保存に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年2月10日から施行する。

附則（令和2年5月22日一部改訂）

第7条の改訂規程は令和2年5月22日から施行する

附則（令和8年4月9日一部改訂）

第1条、第2条、第4条並びに第6条から第8条の改正規程は、令和8年4月1日から施行する。